

説明資料

令和4年11月25日
鈴木金融担当大臣

国民の安定的な資産形成支援に関する法整備等 ①

課題1：顧客本位の業務運営

- 金融事業者・年金関係者等において、顧客本位の業務運営を確保することが重要。
- これまでプリンシプルベースの対応により、金融事業者の取組みを促してきたが、現時点でも、顧客利益に適さない金融商品の販売が散見されるなど、顧客本位の業務運営の確保は不十分。



顧客本位の業務運営の水準の統一と底上げ

- 顧客・最終受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営が確保されるよう、プリンシプルベースの取組みにルール上も根拠を規定。
- 対象に、金融事業者の他に年金関係者(企業年金等)も加え、市場横断的な対応を図る。

課題2：金融経済教育・個人へのアドバイス

(金融経済教育)

- 官民による様々な取組みが行われているが、資産形成に関する金融経済教育が国民の隅々まで行き届いていない。
- 中心的な担い手である業界団体は、販売目当てと思われ敬遠。

(個人へのアドバイス)

- 個人が信頼できるアドバイザーが身近に不在。
- 特定の金融商品の仲介業や代理店に偏らないアドバイザーの振興が重要。
- 投資初心者層へのサポートが必要。



金融経済教育の充実・中立的なアドバイザーの見える化

(金融経済教育)

- 中立的な立場から金融経済教育を提供する「金融経済教育推進機構(仮称)」を、法律に基づき設置(令和6年中)。
- その際、金融広報中央委員会(事務局:日本銀行)の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日銀に加え、全銀協・日証協等の民間団体からの協力も得る。
- 適切な役割分担の下、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に実施。

(個人へのアドバイス)

- 機構がアドバイザーの中立性を認定。
※ 認定中立アドバイザーの支援策(補助金等)も検討。
- リスクの低い商品(例えば、つみたてNISAやiDeCo)を対象を絞った投資助言業の登録要件の緩和を検討。
※ 当局の監督体制の整備を併せて検討。

国民の安定的な資産形成支援に関する法整備等 ②

課題3：国による資産形成支援

- 金融経済教育に関する政策や金融・資本市場に関係する事業者・年金等の監督は、文部科学省・厚生労働省等、関係省庁の連携が重要。
- 政府一丸となって、省庁横断的に、家計の安定的な資産形成を実現するための施策を総合的に推進していくことが重要。
- 関係省庁だけでなく、地方公共団体・民間事業者等においても、家計の安定的な資産形成を推進するための取組みを進めていくことが重要。

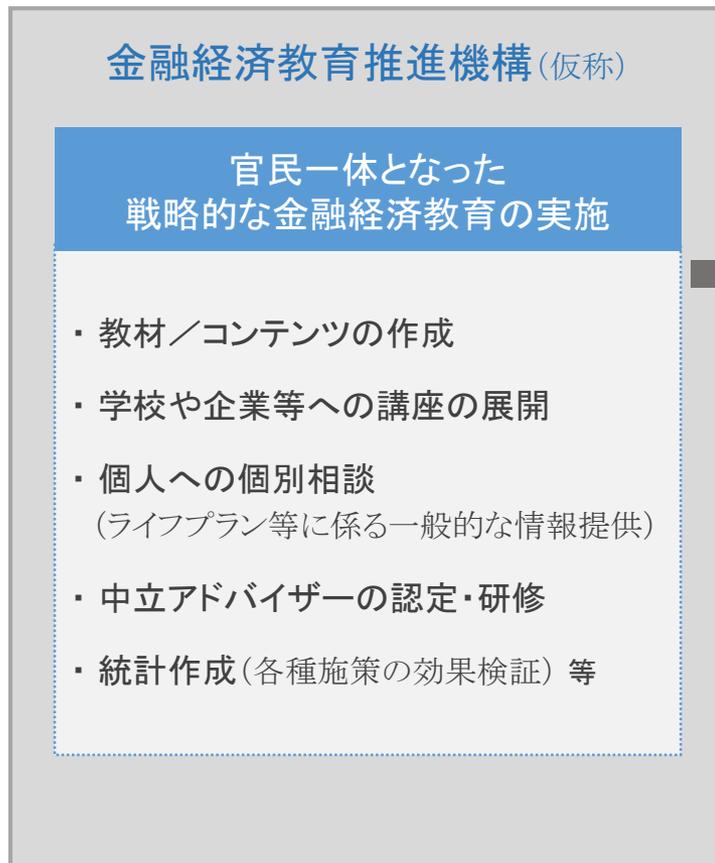


省庁横断的な取組みの推進

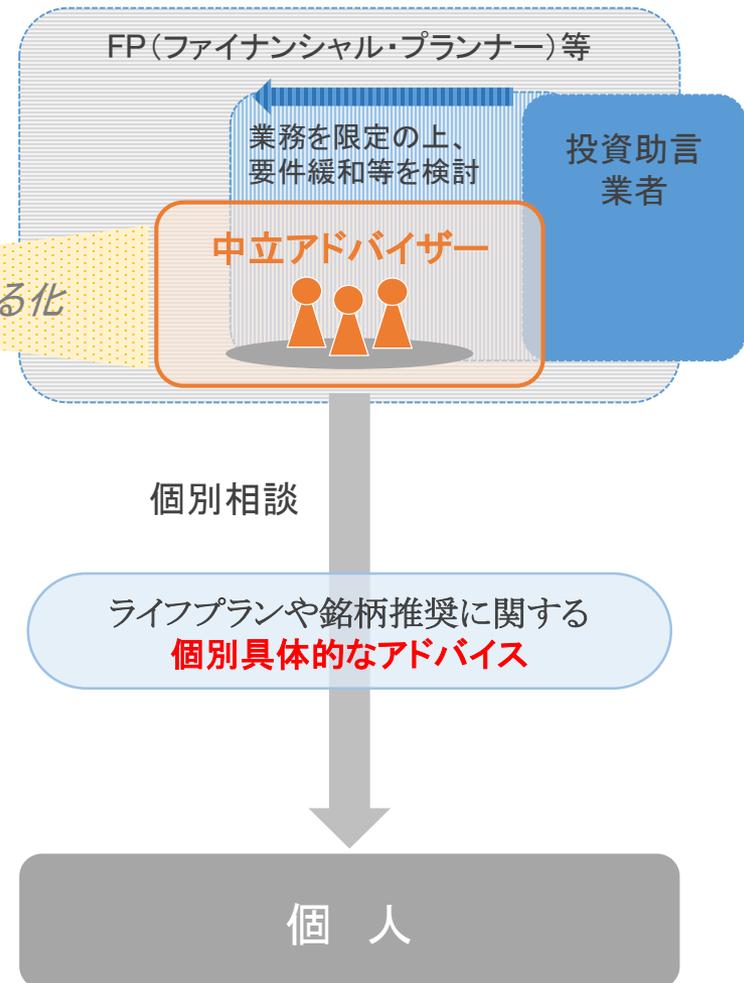
- 資産形成支援に関連する施策を**関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して**、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、**国家戦略としての「基本的な方針」**を策定する。
- **金融庁が事務局機能**を担い、関係省庁の連携を促すとともに**施策の調整・フォローアップ**を行う。
- **機構設置前にも官民協議会を設置した上で**、官民の幅広い関係者が協力して**資産形成に必要な施策の協議・推進**にあたる。

(参考) 金融経済教育推進機構(仮称)の役割(イメージ)

1. 金融経済教育の充実・強化



2. 中立的な助言サービスの提供



世界に開かれた国際金融センターの実現

- ▶ パンデミックを契機としたBCP（事業継続計画）の見直しの動きや東アジアにおける地政学的に不透明な状況の中で、投資家や資産運用業者において新たな拠点を模索する動き。
- ▶ 我が国は、確固たる民主主義・法治主義に支えられた安心・安全な生活・ビジネス環境や、大きな実体経済、株式市場、約2000兆円の家計金融資産等が存在。この利点を最大限に活用し、成長資金を円滑に取り込んで、提供し、アジア・日本の経済の発展に貢献する、「世界・アジアの国際金融ハブ」の地位の確立を目指す。

金融行政・税制のグローバル化

- 海外資産運用業者を対象に、事前相談・登録・監督を英語でワンストップで行う「拠点開設サポートオフィス」（2021年1月設置）の機能・体制の強化
- 政府一丸となった効果的なプロモーション・情報発信
 - 海外事業者への直接の働きかけを含めた積極的なプロモーション活動の展開
 - 海外主要メディア等の活用による広報チャネルの拡大
 - 国際金融センター専用ウェブサイト（2021年3月立上げ）の拡充
 - 金融分野に特化した高精度AIによるテキスト・音声翻訳サービス（2021年4月導入）の活用
- 海外運用業者向けの簡素な参入手続の実施
- 法人税・相続税・所得税に関する措置の実施
- 海外の高度金融人材・金融事業者からみて日本進出の障害とみなされている課題を始め、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題の把握、及び必要な見直しに向けた対応の実施

生活・ビジネス環境整備

- ビザ取得や住宅・医療等の生活面を含む、官民一体の金融創業支援ネットワーク（2021年6月開始）の推進
- 在留資格の利便性向上（資産運用業者の在留資格に関する特例措置、家事使用人の要件緩和等）
- 外国籍の高度金融人材による円滑な預金口座の開設に向けた金融機関の取組の促進
- 信用保証制度等の対象に資産運用業者等を追加

金融資本市場の活性化

- スタートアップ支援（非上場株式のセカンダリー取引の促進等）
- ESG債市場等の活性化（資本性を備えたESG商品の拡充、インパクト投資に関する基本的指針の策定等）
- 人的資本への投資の促進（開示ルールの整備等）
- コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた更なる取組の実施
- 市場インフラの強化（私設取引システム（PTS）の売買高上限の緩和等）
- 銀証ファイアウォール規制の見直しの検討